

Nara Women's University

【内容の要旨及び審査の結果の要旨】 清代咸豊期の 通貨政策と山西票号

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 公開日: 2009-12-22 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 木村, 亜子, 井上, 裕正, 佐原, 康夫, 渡辺, 和行, 山辺, 規子 メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/10935/1133

氏名（本籍）	木村 亜子	（鳥取県）		
学位の種類	博士（文学）			
学位記番号	博課第397号			
学位授与年月日	平成21年3月24日			
学位授与の要件	学位規則第4条第1項該当			
	人間文化研究科			
論文題目	清代咸豊期の通貨政策と山西票号			
論文審査委員	（委員長） 教授	井上 裕 正	教授	佐原 康 夫
	教授	渡辺 和 行	教授	山辺 規 子

論文内容の要旨

本論文は、清代咸豊期（1851～1861年）における清朝の通貨政策、とりわけ紙幣の発行について明らかにするとともに、紙幣の発行をはじめとする清朝の通貨政策と山西票号との関係を考察し、紙幣発行の歴史的意義を解明することを目的としている。

清代の咸豊期は、清朝政府にとって、まさに内憂外患の時代であった。対外的には、道光期（1821～1850年）に勃発したアヘン戦争（1840～42年）以来、欧米諸国の外交攻勢・経済進出が続き、咸豊七（1857）年には第2次（アロー）戦争が勃発する。その結果、咸豊十（1860）年に咸豊帝は首都北京から熱河への蒙塵を余儀なくされ、同八年に天津条約、同十年到北京条約を欧米諸国と締結させられ、清朝中国の主権は、ますます侵害された。

国内的には、道光末年（1850）に発生した太平天国の乱（～1864）を清朝は咸豊期を通じて鎮圧できなかった。特に、太平天国軍が咸豊三（1853）年に南京を占領した直後や、咸豊十（1860）年に太平天国軍が清朝の江南大宮を壊滅させた際、清朝政府は大きく動揺した。しかも、太平天国の乱に呼応するように、国内各地に民衆反乱や少数民族の反乱が相継いだのである。

こうした咸豊期の内憂外患による清朝支配体制の弛緩は、当然ながら清朝の財政にも深刻な影響をもたらした。とくに、太平天国の乱による歳入の減少と軍事費の増大による歳出の増加に清朝は苦しんだ。また、地方に対する清朝政府の統制権は財政面でも揺らいだ。特に財政面では、正額財政と正額外財政から成る清朝の財政構造そのものに由来する問題が一挙に表面化してきたのである。

こうした財政の窮状に対して、清朝政府も手をこまねいていたわけではなく、大捐の実施、釐金の徴収、新通貨の発行、各省に対する京餉・協餉の励行強化など、一連の財政政策を遂行した。

本論文の序章では、清代、特に咸豊期の通貨政策をはじめとする財政政策、山西商人や山西票号に関する先行研究を整理しながら、研究課題を明らかにしている。特に通貨政策については、これまでかなりの研究蓄積があるものの、山西商人が経営する山西票号との関係を視野に置いて咸豊期の通貨政策、特に紙幣の発行を考察した研究がまったくなかったことを指摘し、本論文の課題を明確に提示している。

第一章「王堃の貨幣論」では、咸豊期の紙幣発行に先立って道光期に提起された王堃の紙幣論を、王堃の『錢幣芻言』に基づいて考察するとともに、それを批判した包世臣や許楣の紙幣論も取り上げている。王堃によれば、本来君主が持つべき「錢幣の権」（通貨発行権）が、錢票や匯票を発行する民間の錢莊や票号に奪われているとの現状分析に基づき、君主による無制限の紙幣発行、錢莊・票号による私票発行の禁止、銀を貨幣としないことなどを主張したことを明らかにした。その上で、こうした紙幣論を批判した包世臣や許楣の紙幣論を通して王堃の紙幣論の特徴をより明確にしている。

第二章「清代咸豊期の紙幣発行」では、第一章で明らかにした王堃の紙幣論が、咸豊期の紙幣論議と実際の紙幣発行に与えた影響について考察されている。先行した紙幣論議と咸豊期に「官票」と「宝鈔」という紙幣が発行された経緯を解明しながら、無制限の紙幣発行を奏請したのは、閩浙総督王懿徳ひとりであったが、実際の紙幣発行では、王堃の主張どおり兌換紙幣が事実上、不換紙幣となったこと、また、銀を貨幣としないことについても、それを主張したのは、克勤郡王慶恵ひとり、彼以外は銀を含む従来の通貨に紙幣を新たに組み込むことを提案していたことを解明している。さらに、王堃が主張した民間の私票を禁止することについては、それに言及した官僚の奏請が一切見られなかったことを明らかにし、民間の金融組織に対する両者の姿勢が大きく異なっていたことを指摘している。

第三章「清代咸豊期の山西商人と官錢鋪」では、咸豊期の紙幣発行において重要な役割を果たした官錢鋪について、『中国近代貨幣史資料』や『清代檔案史料叢編』などの基本史料を使って考察している。その結果、咸豊期に設立された「四乾官号」と「五字官号」という官錢鋪を解明し、それが宗室の強い意向によって設立されたことを指摘している。また、五字官号を組織した商人について分析し、かれらが大商人ではなかったこと、その背景に太平天国軍の北伐という危機的状況下に山西商人をはじめとする大商人が北京から避難して清朝と距離を置こうとしていた事実を浮き彫りにしている。また、五字官号による放漫な錢票発行が宝鈔の発行停止の原因となったことを明らかにするとともに、それをめぐる戸部と宗室の間に見られた対抗状況にも言及している。

第四章「清代咸豊期の山西票号」では、山西票号の匯兌（為替送金）が、清朝の京餉や協餉に果たした役割について、『山西票号資料 増訂版』や『山西票号資料 書簡編（一）』などの一次史料に基づいて考察されている。清朝の捐納（買官）制度において票号匯兌が重要な役割を果たしていたことを確認した上で、京餉や協餉などの公款輸送にも山西票号の匯兌が利用されていたかの問題を取り上げている。この京餉・協餉の票号匯兌について、清朝は同治元（1862）年に合法化することになる。

ただ、それ以前、咸豊期に公款が票号匯兌されていたかについて、先行研究では意見が分かれていたが、公式な許可を与えてはいなかったものの、事実上、公款の票号匯兌が行なわれていたことを一次史料に基づいて明らかにしている。

終章では、本論文全体を整理するとともに、咸豊期に実施された紙幣発行に、財政再建と並んで、通貨発行の主導権を票号から取り戻そうとする清朝政府、特に八旗の窮乏救済を重視していた宗室の意向があったことを指摘している。最後に、紙幣発行をめぐる戸部と宗室の対抗状況についてより深い考察が必要なことなど、今後の研究課題に言及している。

論文審査の結果の要旨

本論文は、清代咸豊期（1851～1861年）における清朝の通貨政策、とりわけ紙幣の発行について、当時の紙幣発行論を明らかにするとともに、咸豊期に実施された紙幣発行の歴史的意義を山西商人が経営する票号との関係のなかで考察したものである。

清代の咸豊期は、清朝政府にとって、まさに内憂外患の時代であった。対外的には、道光期（1821～1850年）に勃発したアヘン戦争（1840～42年）以来、欧米諸国の外交攻勢・経済進出が続き、咸豊七（1857）年には第2次（アロー）戦争が勃発する。その結果、咸豊十（1860）年に咸豊帝は首都北京から熱河への蒙塵を余儀なくされ、同八年に天津条約、同十年到北京条約を欧米諸国と締結させられ、清朝中国の主権は、ますます侵害された。

国内的には、道光末年（1850）に発生した太平天国の乱（～1864）を清朝は咸豊期を通じて鎮圧できなかった。特に、太平天国軍が咸豊三（1853）年に南京を占領した直後や、咸豊十（1860）年に太平天国軍が清朝の江南大営を壊滅させた際、清朝政府は大きく動揺した。しかも、太平天国の乱に呼応するように、国内各地に民衆反乱や少数民族の反乱が相継いだのである。

こうした咸豊期の内憂外患による清朝支配体制の弛緩は、当然ながら清朝の財政にも深刻な影響をもたらした。とくに、太平天国の乱による歳入の減少と軍事費の増大による歳出の増加に清朝は苦しんだ。また、地方に対する清朝政府の統制権は財政面でも揺らいだ。特に財政面では、正額財政と正額外財政から成る清朝の財政構造そのものに由来する問題が一举に表面化してきた。こうして咸豊期の清朝政府は極めて重大な財政問題に直面することになり、大捐の実施、釐金の徴収、新通貨の発行など、一連の財政政策を遂行したのである。

本論文の序章「先行研究の整理と本研究の課題」では、宋代以降、歴代王朝の通貨政策の変遷を踏まえた上で、清代、特に咸豊期の通貨政策をはじめとする財政政策、山西商人や山西票号に関する先行研究を整理しながら、研究課題を明らかにしている。特に咸豊期に実施された紙幣の発行については、これまでかなりの研究蓄積があるものの、道光期に行なわれた紙幣発行論議との関係に注目した研究はほとんど無かった。また、清朝政府が咸豊期に実施した紙幣発行について、山西商人が経営する山西票号との関係を視野に入れた研究はまったくなかったことを指摘し、本論文の課題を明確に提示している。なお、本論文との関係から、歴代王朝の通貨政策の変遷を概観する際には、明代後半以来の銀経済の成立について十分な説明が望まれる。

第一章「王塗の貨幣論」では、咸豊期の紙幣発行に先立って道光期に提起された王塗の紙幣論を考察し、本来君主が持つべき「貨幣の権」（通貨発行権）が、銭票や匯票を発行する民間の銭荘や票号

に奪われているとの現状分析に基づき、君主による無制限の紙幣発行、錢莊・票号による私票発行の禁止、銀を貨幣とはしないことなどを主張したことを明らかにした。その上で、こうした紙幣論を批判した包世臣や許楣の紙幣論を通して王夔の紙幣論の特徴をより明確にしている。山西票号の存在を視野に入れた結果、王夔の紙幣論における「私票発行の禁止」論を浮き彫りにすることができている点は高く評価できる。

第二章「清代咸豊期の紙幣発行」では、第一章で明らかにした王夔の紙幣論が、咸豊期の紙幣論議と実際の紙幣発行に与えた影響について考察している。その結果、実際の紙幣発行では、王夔の主張どおり兌換紙幣が事実上、不換紙幣となったこと、また、銀を含む従来の通貨に紙幣を新たに組み込むことになったことを解明している。さらに、王夔が主張した民間の私票を禁止することについては、それに言及した官僚の奏請が一切見られなかったことを明らかにし、民間の金融組織に対する両者の姿勢が大きく異なっていたことを解明している。先行研究で不十分だった、王夔の紙幣論と咸豊期の紙幣発行との関係を詳細に明らかにした点は貴重な研究成果であり、以上の二章に相当する公表論文は、「2006年の歴史学界一回顧と展望」（『史学雑誌』第116編第5号、2007年）でも高い評価を得ている。

第三章「清代咸豊期の山西商人と官錢鋪」では、咸豊期の紙幣発行において重要な役割を果たした官錢鋪について考察している。その結果、咸豊期に設立された「四乾官号」と「五字官号」という官錢鋪が宗室の強い意向によって設立されたことを解明している。また、五字官号を組織した商人が大商人ではなかったこと、その背景に太平天国軍の北伐という危機的状況下に山西商人をはじめとする大商人が北京から避難して清朝と距離を置こうとしていた事実を指摘している。また、五字官号による放漫な錢票発行が宝鈔の発行停止の原因となったことを明らかにするとともに、それをめぐる戸部と宗室の間に見られた対抗状況にも言及している。本章の内容はこれまでほとんど手付かずの研究対象であり、難解な史料の駆使とともに、高く評価できる。

第四章「清代咸豊期の山西票号」では、山西票号の匯兌（為替送金）が、清朝の京餉や協餉に果たした役割について考察している。その結果、同治元（1862）年の正式な合法化以前の咸豊期に、清朝は公式な許可を与えてはいなかったものの、事実上、公款の票号匯兌が行なわれていたことを明らかにしている。以上の二章もそれぞれすでに公表されており、前二章も含めて、今回、内容的にも史料面でも補強されている。

指摘される紙幣発行をめぐる戸部と宗室の対抗状況については、「終章」でも言及されているが、関係する人物への追究を含み、更なる研究の深化が必要であること、咸豊期以降に見られた貨幣の近代化への展望を欠いていることなど、本論文には残された課題もあるが、清代咸豊期に実施された紙幣発行の歴史的意義について、山西票号の匯兌業務との関係のなかで考察した点は、今後、この分野の研究に新しい方向性を切り拓くものである。

よって、本学位論文は奈良女子大学博士（文学）の学位を授与されるに十分な内容を有していると判断した。